

鳥獣保護管理の法制度等

カワウの広域管理に着目して

- 鳥獣保護管理法の体系と特定計画制度
- カワウの管理に係る広域連携の必要性について
- 広域協議会の体制
- 広域管理の事例

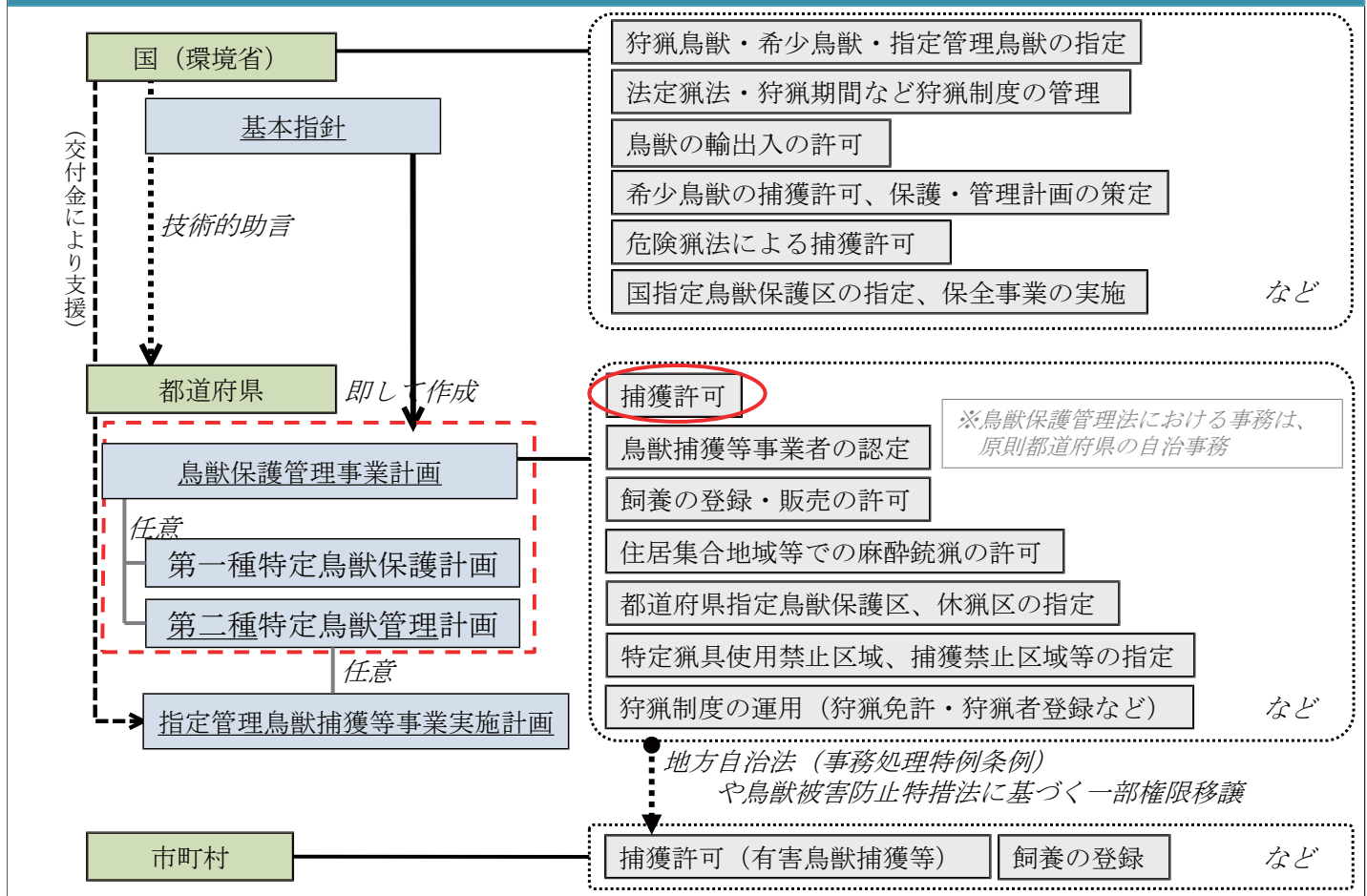
環境省
自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室
専門官 小幡 裕介

鳥獣保護管理の法制度等

カワウの広域管理に着目して

- 鳥獣保護管理法の体系と特定計画制度
- カワウの管理に係る広域連携の必要性について
- 広域協議会の体制
- 広域管理の事例

鳥獣保護管理法の体系と特定計画制度



鳥獣の捕獲の枠組み・類型(法第8条、9条、11条、14条の2)

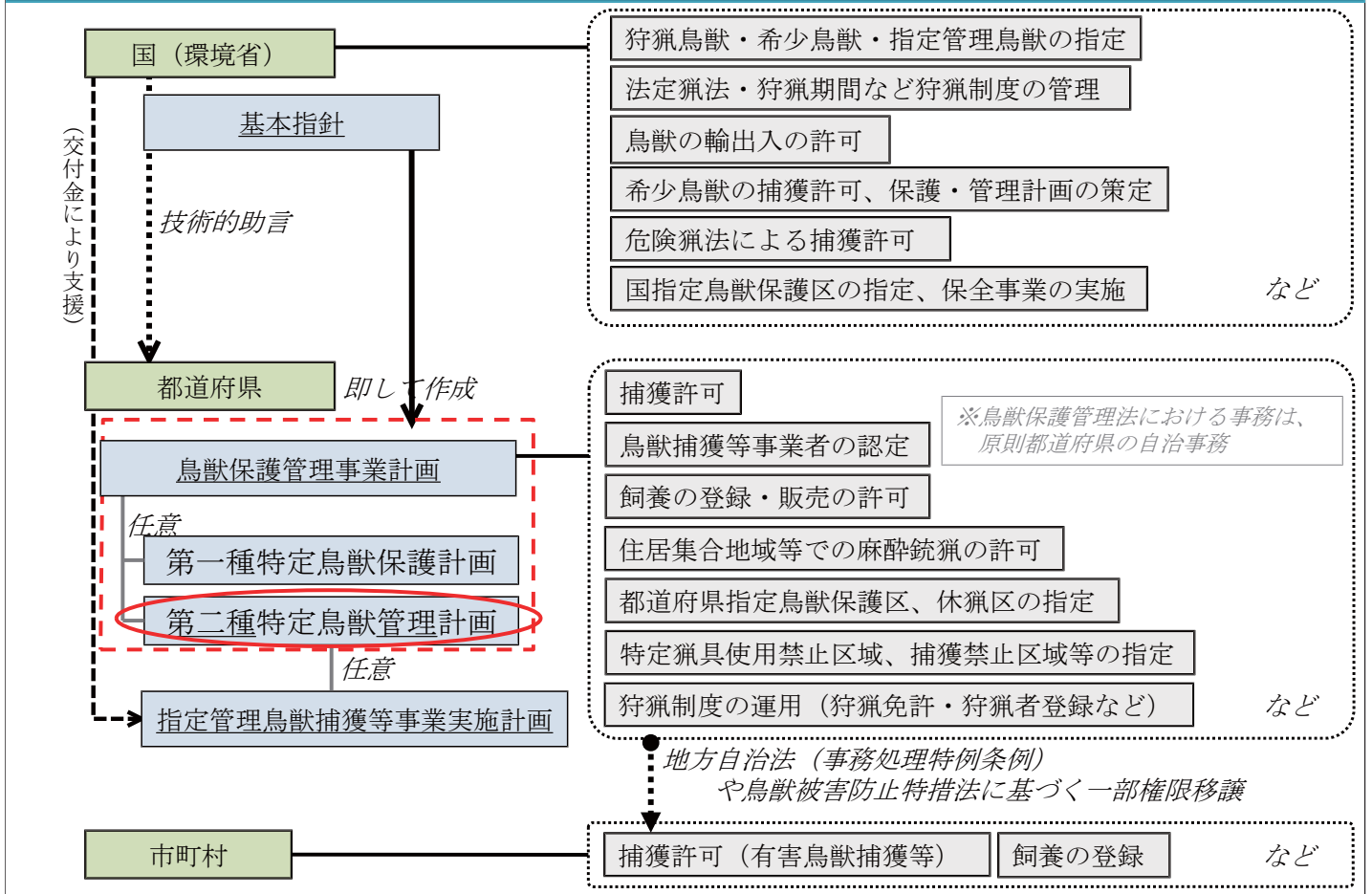
○ 鳥獣保護管理法では、狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業を除き、野生鳥獣の捕獲は原則禁止（法第8条）。

○ 鳥獣を捕獲する場合は、原則として（※）、以下のいずれかに該当することが必要。

捕獲の分類	狩猟 (登録狩猟)	許可捕獲		指定管理鳥獣捕獲等事業
条項	法第11条	法第9条		法第14条の2
目的		学術研究、鳥獣の保護、その他	管理 (農業被害等の防止)	管理 (生息数または生息範囲の抑制)
対象鳥獣	狩猟鳥獣(46種) ※卵、ひなを除く	鳥獣及び卵		指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ・クマ)
捕獲方法	法定猟法	法定猟法以外も可 (危険猟法等については制限あり)		
実施時期	狩猟期間	許可された期間 (通年可能)		事業実施期間
実施区域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟禁止の区域以外	許可された区域		事業実施区域
実施主体	狩猟者	許可された者		
捕獲実施者		許可された者又はその従事者		
必要な手続き	狩猟免許の取得 狩猟者登録	許可の取得		事業の受託

※法第9条第14項、法第13条、法第80条等により適用が除外される場合がある。

鳥獣保護管理法の体系と特定計画制度



鳥獣保護管理法の体系と特定計画制度

国（環境省）

- 基本指針
- 狩猟鳥獣・希少鳥獣・指定管理鳥獣の指定
- 法定猟法・狩猟期間など狩猟制度の管理
- 鳥獣の輸出入の許可

都道府県

- 鳥獣保護管理事業計画
 - 第一種特定鳥獣保護計画
 - 第二種特定鳥獣管理計画
- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画

市町村

- 捕獲許可（有害鳥獣捕獲等）
- 飼養の登録

地方自治法（事務処理特例条例）や鳥獣被害防止特措法に基づく一部権限移譲

カワウの場合は、、、

✓ 生息数・生息範囲

⇒ 全国的には生息数は増加傾向

✓ 農林水産業被害等の人との軋轢

⇒ 水産業被害に加え、近年は生活環境被害も発生

第二 関係主体の役割の明確化と連携

1 関係主体ごとの役割

(2) 地方公共団体

ア 都道府県

都道府県は、～必要に応じて、第一に、達成状況を評価するために必要な施策を講ずる。さらに、捕獲数、生息数にまたがって広域的な対策を実施する。

第四 鳥獣の特性

2 鳥獣の特性に

(1) 広域的な鳥獣

3以上の都道府県にまたがって被害の発生を認め、広域的な被害対策が必要となる場合がある。

第六 特定計画の作成に関する事項

2 対象鳥獣の単位

イ 第二種特定鳥獣管理計画

第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系の攪乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められるものとする。

鳥獣保護管理の法制度等

カワウの広域管理に着目して

- 鳥獣保護管理法の体系と特定計画制度
- カワウの管理に係る広域連携の必要性について
- 広域協議会の体制
- 広域管理の事例

カワウの管理に係る広域連携の必要性について

- カワウは広域に移動するため、都道府県ごとの対策だけでなく、より広域的に情報を共有し、連携して管理することが効果的



図：出弥富野鳥園で捕獲し追跡を行なったカワウの衛星追跡結果
出典：環境省「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン及び保護管理の手引き（カワウ編）」



図：市街地に飛来するカワウ

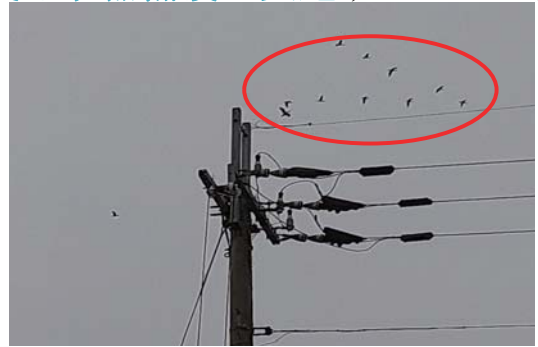
むやみな捕獲は群れの分散につながり、市街地等の捕獲が困難な場所での営巣や生活環境被害が生じることも・・・

<鳥獣保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針より引用>

単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、**国は都道府県と連携して、これまでの取組事例を踏まえ、広域管理指針の作成に努める。**

カワウの管理に係る広域連携の必要性について

- 滋賀県では、意図しない群れの攪乱により、住宅地付近に群れが分散し、ねぐらが成長
- 生活環境被害が発生し、住宅地周辺で高度な銃器捕獲を実施することに。



安曇川(新旭町太田地区)におけるカワウの銃器捕獲を実施します



日頃より本県の取組にご理解・ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

安曇川流域(新安曇川大橋以東)では、平成24年にカワウの営巣が確認されて以降、その生息数は増加し、近年、新旭町太田区では糞による悪臭や汚損、鳴き声による騒音などの生活環境被害が発生しています。

生活環境被害の低減のため、これまで県や市、地元による様々なカワウ対策が実施されてきましたが、状況は改善されていません。

この度、県ではこの状況を打開するため、市や太田区、漁協等と連携し、銃器を用いたカワウの捕獲を予定しています。

銃器の使用に当たっては安全管理対策を十分に実施しますが、安全管理対策の一環としてまして、安曇川堤防道路の通行止めなど、ご迷惑をお掛けする場合がございますので、何卒、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

カワウの管理に係る広域連携の必要性について

通知「カワウ被害対策強化の進め方について」でも言及

27水推第793号
環自野発第1510091号

<個別対策の進め方>

- (1) 現状把握のための調査
- (2) **カワウ対策を幅広い関係者の理解の下で計画的に実施するための協議の場づくり**
- (3) カワウ被害対策の取組計画の策定
 - ①目標の設定について
 - ②具体的な被害対策の内容について
- (4) 計画に基づく対策の実施
- (5) 取組効果の検証とそれを踏まえた計画の見直し

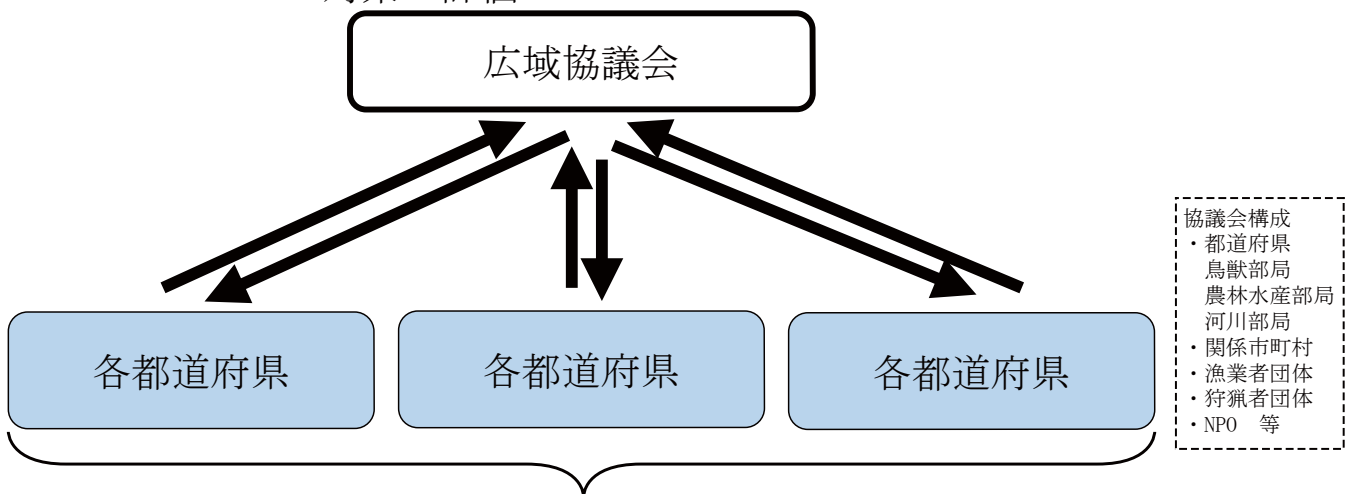
鳥獣保護管理の法制度等

カワウの広域管理に着目して

- 鳥獣保護管理法の体系と特定計画制度
- カワウの管理に係る広域連携の必要性について
- 広域協議会の体制
- 広域管理の事例

広域協議会の体制

- ・ 広域指針の策定による目的の共有
- ・ 調査結果のとりまとめ、情報共有
- ・ 対策の評価



- ・ 広域指針に基づく一貫した取組みの実施
- ・ 広域協議会で共有された情報や評価を踏まえた対策の実施

広域協議会の体制

○ 5ブロックで広域管理の取組を推進

● 関東ブロック

- H17. 4 関東カワウ広域協議会設立
- H17. 11 関東カワウ広域指針作成
- H25. 4 広域指針改訂

● 中部・近畿ブロック

- H18. 5 中部近畿カワウ広域協議会設立
- H19. 3 中部近畿カワウ広域指針作成
- H24. 4 広域指針改訂

● 中国四国ブロック

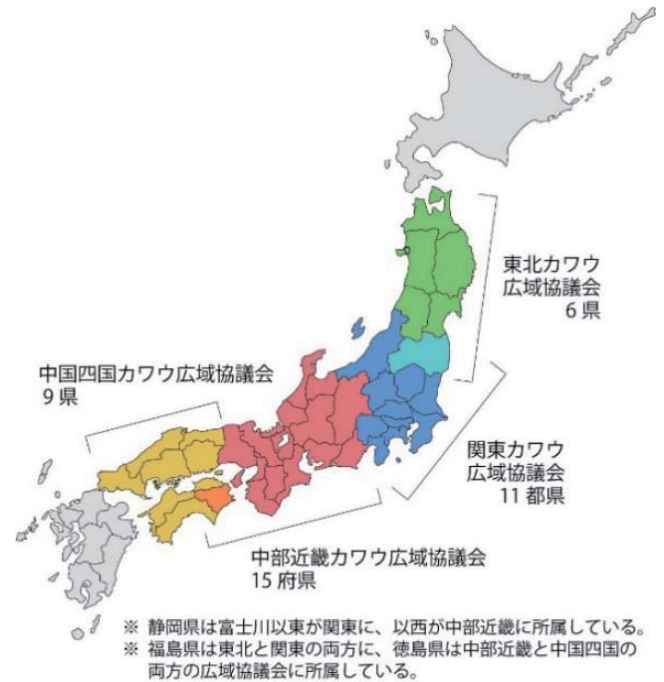
- H26. 7 中国四国カワウ広域協議会設立
- H27. 8 中国四国カワウ広域指針作成

● 東北ブロック

- H29. 11 東北カワウ広域協議会準備会
- H30. 11 東北カワウ広域協議会設立

● 九州ブロック

- R06. 5 九州カワウ広域協議会設立



鳥獣保護管理の法制度等

カワウの広域管理に着目して

- 鳥獣保護管理法の体系と特定計画制度
- カワウの管理に係る広域連携の必要性について
- 広域協議会の体制
- 広域管理の事例

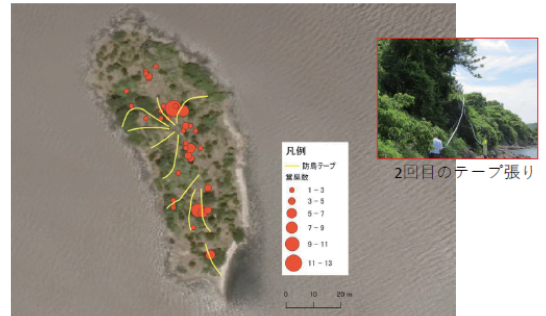
広域管理の事例①モニタリングと早期対応

カワウコロニーにおいて、銃器捕獲を実施

行政界をまたいで広域にモニタリングをした結果、
一部が別の島(松島)に分散したことを確認

松島での定着を防ぐために、コロニー形成の初期
段階にテープ貼りによる営巣抑制を実施

松島に定着せず、コロニーの増加を防ぐことができた



営巣箇所と営巣数及びテープ張り実施箇所(1回目)の概要

新規ねぐら・コロニーの分布抑制



モニタリングと対策の体制整備の重要性

早期発見・即時対応

が重要

2

広域管理の事例②協働による効果的な対策

○広域協議会が呼びかけ、各都県の漁協が
期間を合わせて一斉に追い払いを実施。

⇒各漁協の漁場へのカワウ飛来数全体が
約30%減少した。

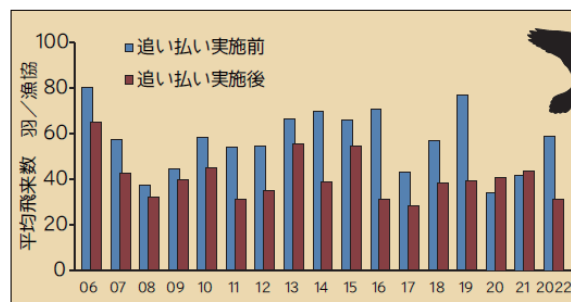
遡上してくるアユや放流アユを守るため

カワウを追い払うことにより、健全な河川生態系の再生を目指します。

関東広域カワウ一斉追い払い

期間：2023年4月11日(火)～4月20日(木)

参加：関東広域11都県の河川湖沼の51～72漁協



過去の一斉追い払いでは、関東広域全体で

河川へのカワウの飛来数を約30%減少させていました。



広域管理の事例③協働による効果的な対策

○協議会に県の河川部局や国土交通省も参加。

○指針の中で、河川管理にも言及

○カワウ被害軽減も期待される新たな形状の魚道整備を実施

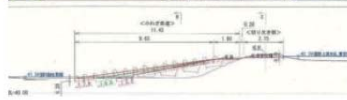
⇒今後、カワウ被害軽減の有無を評価する予定

③河川環境の改善（日野川における魚道修繕）

蚊屋堰

・現地踏査で4科9種の魚類を確認

標準和名	純淡水性	回遊性
オイカワ	○	
カワムツ	○	
ムギツク	○	
カマツカ	○	
ニシシマドジョウ	○	
アユ		○
ドンコ	○	
シマヨシノボリ		○
オオヨシノボリ		○



・アユも確認できたが、カワムツ、ヨシノボリ類が主体

・堰堤周辺で確認できた魚類は比較的遡上力の強い種が多い

○既設魚道の 隔壁・側壁を取り除き、小わざ魚道のベースとして活用する
→ アユの専門家である高橋勇夫氏のアドバイスを受け設計

カワウに関する参考情報

◆ カワウの被害対策の考え方：

被害を与えるカワウの個体数を10年後（令和5年度）までに半減させることを目指す目標を設定

← 漁業被害を軽減しつつ、更なる捕獲対策の強化を図り、令和10年度までに内水面漁業に被害を与える個体数の平成25年度水準からの半減を目指す。

◆ カワウの被害対策の考え方：

ねぐら等の分散を避け、計画的に被害対策を行うなど、対策における留意点を通知

◆ 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン：

特定計画を策定する際の具体的な進め方や、保護及び管理の目標設定の考え方等を示す

◆ 保護及び管理に関するレポート：

保護及び管理を進める上で特に重要な課題に関する分析や最新の知見・技術を収集し、とりまとめ

◆ 住居集合地域等における銃器を用いた捕獲について

住居集合地域等で銃器を用いた捕獲を実施するための条件や判断基準を整理して各都道府県に令和7年3月周知

通知改正の背景

鳥獣保護管理法第38条第2項の解釈を補足し、住居等が点在する地域における銃猟が可能である場所や条件を明確化する。

鳥獣保護管理法第38条第2項：

住居が集合している地域又は広場、駅その他の多数の者の集合する場所（以下「住居集合地域等」という。）においては、銃猟をしてはならない。

■ 背景

サルやカワウによる農林水産業被害や生活環境被害は、住居の比較的近傍でも発生。これらの鳥獣の銃猟の現場では、その場所が住居集合地域等に該当するか迷うことがある。

■ 地方公共団体・関係団体からの要望事項

【サル関係】

- 住居等が点在する地域において鳥獣害対策における銃猟を円滑に進めるため銃猟が可能である場所や条件等の考え方を整理し、周知すること。
- 農業用ビニールハウスは住居として扱わない等、鳥獣保護管理法の銃猟に係る現在の運用についても併せて明確に示すこと。

【カワウ関係】

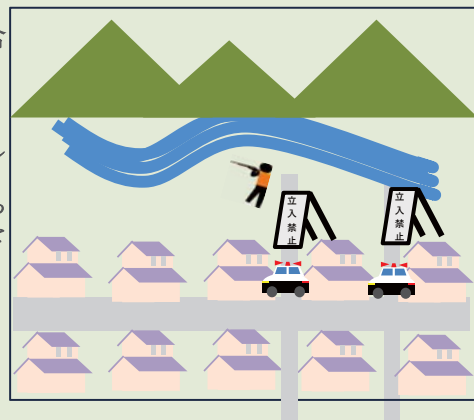
- （住居付近での）カワウのコロニーでの行政的な駆除が実施できるようにすること。

■ 主な改正内容

①「住居」の定義として、人が居住のために用いている建物（ビニールハウスは含まれない）と説明。

②「住居集合地域等」に該当しない例として、

- ・銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲が住居と混在していない山野や田畑であり、
- ・銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲内において立ち入り規制等によって人を待避させる措置を講じるなど、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれが解消されており、
- ・地域住民やその地域を所管する行政機関、警察等の関係機関による合意の元に、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれを解消する措置が確実に実施される場合を例示。



通知改正内容 1

(新設)「住居」とは、人が居住のために用いている家屋等の場所とされている。このため、畜舎、倉庫、農業用ビニールハウスなど、人が居住しない場所はこれに該当しない。

←一般的に「住居」とは、人が居住して日常生活に用いている家屋等の場所をいうとされ、その居住は、永続的であることを要せず、一時的でもよいし、また、常にその場所で継続して食事し、宿泊することを要しないとされている。
(法令用語辞典)

(変更)市街というほど多数の住居が密集している場所だけでなく、住居と農地が混在するような場所であっても相当数の住居が集まっているなど、銃猟による危険性が高い場合は、「住居集合地域等」に相当する。

←法第38条第2項の違反の有無が争点になった最高裁決定では、銃を発射した場所が住居と田畑が混在する地域内であったかどうかを判断材料にされていることから、例示に含めた。

(参考)

<最高裁平成12年2月4日第2小法廷決定>

被告人が狩猟のため散弾銃を発射した場所は人家と田畑が混在する地域内にあり、発射地点の周囲半径約200メートル以内に人家が約10軒あるなどの状況が認められるのであるから、右場所が「人家稠密ノ場所」に当たるとした判断は相当である。

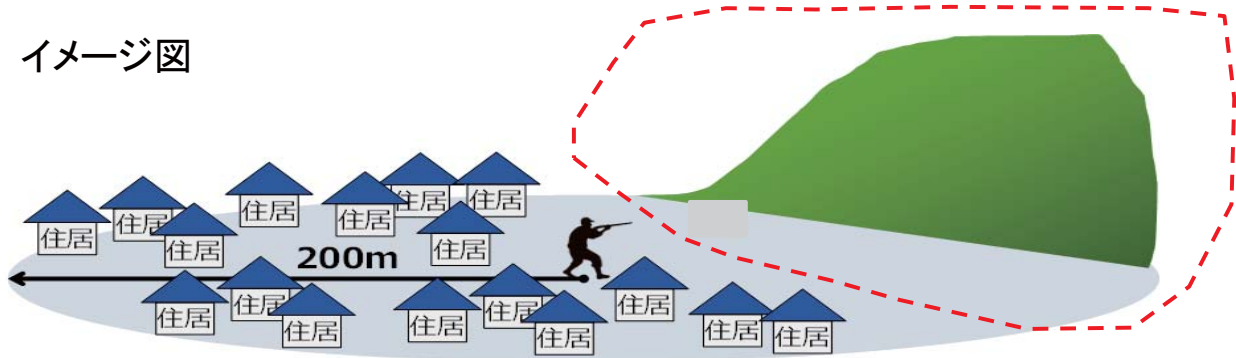


通知改正内容 2

(新設) 一方で、銃を発射した地点の周囲に相当数の住居が集まっている、
 ・銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲が住居と混在していない山野、農地、水面等であり、
 ・銃を発射した地点から発射した弾丸の到達するおそれのある範囲内において立ち入り規制等によって人を待避させる措置を講じるなど、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれが解消されている
 場所は法第38条第2項の制限に抵触しないものと解釈される。こうした、人の生命・身体に危険を及ぼすおそれを解消する措置を行うにあたっては、その確実を期すため、地域住民並びに市町村及び警察等の関係機関に銃猟の概要を事前に伝達した上で、こうした関係機関と連携すること。

←住居が集まっている(又は、人が多数集まっている)場所とは、銃器を使用して狩猟することが他人の生命、身体等に危険を及ぼすおそれがある場所を指すものと解されるが、抽象的なおそれもない場合、すなわち、社会通念に照らして、何人から見ても銃弾が他人に達する危険がないと認められるような場所的状况を作り出した場合には、その場所は「住居集合地域等」には該当しないものと解する余地があると考えられることから、例示に含めた。

イメージ図



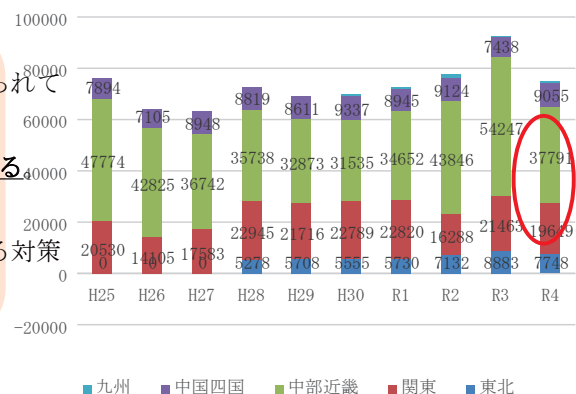
立ち入り規制等によって人を待避させる措置を講じたエリア
 ※地域住民並びに市町村及び警察等の関係機関に銃猟の概要を事前に伝達した上で、こうした関係機関と連携



(参考) 琵琶湖周辺におけるカワウの管理の強化について

現状：カワウの個体数の推移

- 水産業被害等の発生を踏まえて全国でカワウ対策が進められているが、個体数は増減を繰り返している状況。
- 地域別では、**中部近畿地方(特に滋賀県)に多く見られる**
- 琵琶湖周辺では、**竹生島の個体数が減少**する一方で、**住宅地周辺に新たな大規模繁殖地が**つくられ、銃猟による**対策が困難**となっている。



取組：新たなカワウの捕獲手法を検証するモデル事業の実施（環境省から滋賀県への施行）

- 令和6年度より琵琶湖周辺の大規模繁殖地での効果的な捕獲手法を確立するモデル事業を開始
- 琵琶湖におけるカワウの個体数の抑制を図る
- 得られたノウハウを整理して他地域に普及

場所：滋賀県高島市（安曇川沿い）

対象：住居周辺に位置する安曇川流域のカワウコロニー

目的：生活環境被害の低減

体制：滋賀県が事業実施主体となり、市や警察と連携

概要：以下のような高度な技術を発揮

- ・銃器の発射地点や発射角度を厳密に管理
- ・カワウコロニーを他地域に分散させずに捕獲

